

留意事項

- ア 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- イ 不正に奨学給付金を受給した場合は、全額を即時返還していただきます。

記入上の注意

※ 記入にあたっては、黒又は青のボールペン等の消えない筆記具により記入してください。
(筆跡を消すことができるペンや鉛筆を使用することはできません。)

【1】申請者についての欄は、次によって記入してください。

この給付金を申請できる主たる生計維持者とは、原則として父母。父母がいない場合は代わりの生計維持者もしくは生徒本人です。

生計維持者2の欄は、生計維持者1の欄に記入した者以外の生計維持者がいる場合は記入してください。

【3】生徒の状況の欄は、次によって記入してください。

- ア 「対象となる生徒」とは、下記ウに記載する高等学校専攻科に在学する生徒のことです。なお、7月2日以降に高等学校専攻科に入学する場合は、入学後速やかに学校担当者にご相談ください(入学時期によっては支給できない場合があります。)
- イ 現在在学する学校の在学期間について、記入してください。また、他に高等学校専攻科に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ウ 対象となる生徒が在学する「高等学校専攻科」とは、国公立の高等学校専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科のうち、大学への編入学基準を満たす課程を有するものもしくは国家資格者養成課程を有するものをいいます。

【5】振込先口座の欄は、次によって記入してください。

振込先口座は申請者名義の口座としてください。やむを得ず申請者の口座を指定できない場合に限り、対象となる生徒の口座を指定することができます。

【6】申請書とともに提出する書類についての欄は、次によって記入してください。

- ア ①～④のチェックボックスのうち、該当する1つにチェックしてください。
- イ ②に該当するときは、必ず生計維持者全員の状況を確認の上、記入してください。なお、「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、課税証明書等を提出できない場合」が、生計維持者全員の場合は、④に該当します。

【7】誓約・委任欄は、次によって記入してください。

記載内容について確認の上、申請者が自署してください。

添付書類

<非課税世帯・課税世帯>

- ア 生計維持者全員の所得に関する書類(課税証明書等)
- イ 振込先口座を確認できる書類(預貯金通帳等の写し)
- ウ 国籍・在留資格等が確認できる書類(住民票の写し等)
- ※ 令和8年度県民税・市民税所得割額合計105,500円～264,500円未満の多子世帯の場合のみ、扶養親族申告書